

食安発第0511003号
平成19年5月11日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

豆類及び種実類に係る農薬ダミノジッド試験法について

農薬ダミノジッドの試験法については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）により規定しているところであるが、油脂成分の含有量が多い落花生等の豆類や種実類については、当該試験法にある「検体の粉碎」、「ガラス繊維ろ紙による吸引ろ過」、「水蒸気蒸留」、「誘導体化」及び「ガスクロマトグラフのカラム及びカラム温度」の条件により実施した場合、十分な回収率が得られない場合があることが確認された。

については、当該食品に係る農薬ダミノジッドの分析にあたっては、当面の間、上述の工程について、各試験機関で平成9年4月1日付け衛食第117号別添に示す精度管理の一般ガイドラインに準じてバリデーションを行った方法により実施しても差し支えないこととするのでご了知おき願いたい。

なお、豆類及び種実類に係る農薬ダミノジッド試験法について、別途告示改正に向けた検討を行っていることを申し添える。